

市報たく広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多久市が発行する広報紙市報たく（以下「市報」という。）に有料で掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、市報に掲載しない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治、宗教又は選挙に関するもの
- (5) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (8) 商品先物取引業若しくは金融先物取引業又は消費者金融業に類するもの
- (9) 広告の主体又は責任の所在が不明確なもの
- (10) その他、市報に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(適用除外)

第3条 第4条から第6条までの規定及び第9条の規定は、政府広報及び行政機関その他市長が認める団体が掲載する広告については、適用しない。

(広告の規格等)

第4条 広告は2色刷で、A4版5段組み1段を1枠とする。

2 広告の掲載は、当該広告を掲載しようとする者（以下「広告主」とい

う。) 1人について、1 / 2 枠、1 枠又は 2 枠のいずれかとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

3 広告を掲載する場所及び色については、市長が決定する。

4 市長は、原則として広告枠内右上に 廣 告 と表示する。

(広告掲載の申込み)

第 5 条 広告主は、市報たく広告掲載申込書(様式第 1 号)に必要書類を添付して、当該市報発効日の 40 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむをえないと認めたときはこの限りでない。

(広告掲載の可否の決定)

第 6 条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに第 2 条の規定に照らし合わせ、及び広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により可否を決定したときは市報たく広告掲載許可(不許可)通知書(様式第 2 号)により速やかに広告主に通知するものとする。

(広告主の責任)

第 7 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第 8 条 市長は、広告掲載許可決定後においても次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 2 条各号のいずれかに該当すると判断した場合

(2) その他、行政運営上支障があると市長が認めた場合

(広告の掲載料及び納入方法)

第 9 条 広告の掲載料は、掲載 1 回につき 1 枠当たり 8,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに前項で定める掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、

提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の掲載料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を利子を付さずに還付するものとする。

(1) 第8条の規定により広告掲載を取り消したとき。

(2) 市報の編集上又は市の都合により広告を掲載することができなくなったとき。

(3) 市長が正当な事由があると認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。